

令和8年度川崎市交通安全対策会議 会議録

- 1 開催日時 令和8年7月28日（火）午後3時～午後4時3分
- 2 開催場所 本庁舎2階203・204会議室
- 3 出席者 委員（17名出席）
 - ・川崎市 白鳥滋之副市長 （議長）
 - ・川崎市教育委員会 落合隆教育長
 - ・国土交通省関東地方整備局川崎国道事務所 北堀英一副所長
 - ・神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課 亀卦川和政主幹
 - ・神奈川県警察本部交通部交通総務課 木村大介事故対策官
 - ・川崎市総務企画局 宮崎伸哉局長
 - ・川崎市市民文化局 高岸堅司局長
 - ・経済労働局長 田邊聡局長
 - ・川崎市環境局 中山健一局長
 - ・川崎市健康福祉局 上林剛総務部長
 - ・川崎市こども未来局 井上純局長
 - ・川崎市まちづくり局 定山武史局長
 - ・川崎市建設緑政局 河合征生局長
 - ・川崎市中原区役所 沖本里恵区長
 - ・川崎市交通局 水澤邦紀局長
 - ・川崎市消防局 大友正人局長
 - ・川崎市交通安全母の会連合会 神本一枝会長事務局
 - ・市民文化局地域安全推進課 石床高志課長
 - ・市民文化局地域安全推進課 野崎優担当課長
 - ・市民文化局地域安全推進課 鶴井純一朗交通安全係長
 - ・市民文化局地域安全推進課 齋藤玲於奈職員
 - ・市民文化局地域安全推進課 荒川舞子職員
- 4 議 題 (1) 第12次川崎市交通安全計画（案）について（公開）
(2) 令和8年度川崎市交通安全実施計画（案）について（公開）
- 5 傍聴者 0人
- 6 会議内容
 - ・資料確認、会議の成立の説明後

司 会 交通安全対策会議は、「交通安全対策基本法」に基づき開催される川崎市の附属機関であり、市内の陸上交通の安全に関して講ずべき施策を、総合的に推進するため、

5年ごとに「交通安全計画」を、そして、毎年「交通安全実施計画」を策定しております。

本年度は、5年ごとに策定される「第12次川崎市交通安全計画」、また、「令和8年度川崎市交通安全実施計画」を策定するため、御審議をお願いするところでございます。また、この会議で承認いただきました5年計画の「第12次川崎市交通安全計画」につきましては、会議終了後、ホームページ等に掲載し、市民の方の御意見を募ります。いただいた市民からの御意見が、計画の内容に大幅な変更とならなかった場合は、皆様に書面により「第12次交通安全計画」をお示しし、その承認を得て、計画の策定とさせていただければと思います。

それでは、さっそく会議に移りたいと存じます。

はじめに、川崎市を代表いたしまして、白鳥副市長より、委員の皆様に御挨拶を申し上げます。

副市長 【あいさつ】

司 会 ありがとうございます。

それでは、本日出席されている委員の皆様を御紹介させていただきます。窓側から順に御紹介させていただきます。皆様、座ったままで会釈をお願いいたします。

【出席者の紹介】

司 会 続きまして、4報告事項として「川崎市内における交通事故発生状況」について、続けて事務局から御報告いたします。

事務局 【令和7年及び令和8年6月末の川崎市内事故発生状況について説明】

司 会 それでは、議事に移らせていただきます。

本日の会議は、「川崎市交通安全対策会議運営要綱」第2条第1項に基づきまして、会長である福田市長が議長を務めるところでございますが、他の公務と重なっているため、「川崎市交通安全対策会議条例」第3条第4項であらかじめ職務代理の指名を受けている、白鳥副市長をお願いしたいと存じます。それでは、よろしく願いいたします。

議 長 それでは、議長を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。さっそく、議事に入らせていただきます。

議題の「第12次川崎市交通安全計画（案）」についてでございますが、この計画（案）につきましては、去る6月26日に開催いたしました、当会議の幹事会において審議され、案として承認されております。

なお、質疑につきましては、後ほど一括してお受けしたいと存じます。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局の市民文化局地域安全推進課の野崎と申します。

よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、「第12次川崎市交通安全計画（案）」につきまして、御説明させていただきます。

この計画は国が定めた「第12次交通安全基本計画」に基づき作成された「第12次神奈川県交通安全計画」を踏まえて、本市における交通環境や地域実態に即して策定したものであり、悲惨な交通事故を1件でも減らし、交通事故のない安全な社会の実現を目指すものでございます。

まず、お手元にお配りした資料2の「第1次～第12次の目標、重点対策」でありますが、第12次計画につきましては、国の目標1,900人以下、神奈川県が100人以下となっております。後ほど説明いたしますが、川崎市においては、16人とさせていただきます。

次に、資料3の「第12次計画の構成」でありますが、第11次と比較すると、黄色に色掛けした部分の修正となっております。今回の第12次計画につきましては、第11次計画をもとに、国、県の修正箇所を含め、作成させていただいております。

では、資料4の「第12次川崎市交通安全計画（案）」につきまして、御説明させていただきます。

本市の交通事故発生状況につきましては、令和7年度は、事故件数、負傷者数並びに死者数は、いずれも増加しており、依然として悲惨な交通事故により尊い命が奪われている状況にあります。こうした深刻な状況を重く受け止め、強い危機意識のもと、関係機関と連携しながら、交通事故の抑止に向けた取組を一層強化し、着実に交通安全対策に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、ページをおめくりいただき「まえがき」の付記にありますように、本計画におきましては、神奈川県警察本部をはじめとする関係諸機関の専管事項を除いておりますが、それは、すでに神奈川県の計画に位置付けられていることから省略するものでございますので、御理解いただきたいと存じます。

それでは、内容につきまして、第11次計画から変更した箇所を中心に、概略を説明させていただきます。

1ページをお開きください。まず、「計画の基本的考え方」でございます。

本計画は、「交通事故のない社会」という究極の目標を目指す立場から、「人優先」の交通安全思想を基本として、交通社会を構成する「人間」及び道路等の「交通環境」という2つの要素から、市民の理解と協力のもと、川崎市の陸上交通の安全に関する令和8年度から令和12年度までの5年間にわたる総合的かつ長期的な基本施策の大綱を定めるものでございまして、市民との協働による交通安全推進体制を構築し、官民一体となって、効果的な交通安全対策を推進していくことを基本的な考え方としております。

次に3ページをお開きください。第1章「道路交通の安全」、第1節「道路交通事故の安全についての目標」についてご説明いたします。

まず、「交通事故の推移」でございますが、平成5年に交通事故死亡者数が69人になった以降は、減少傾向となっておりまして、平成21年には21人と昭和45年当時の5分の1となっております。

第11次交通安全計画では、抑止目標を17人以下として取り組んだところ、令和3年は14人、令和4年は18人となり、おおむね目標を達成し、令和6年には10人と交通安全計画策定以来、最少を達成しました。一方で、令和5年は22人、令和7年は27人となり、5か年のうち、2か年において年次目標を達成することはできませんでした。

次に「令和7年中の交通事故の現状」でございますが、本市におきましては、二輪車事故の交通事故死者の占める割合が高いこと、高齢歩行者の死亡事故が高い割合で推移していること、自転車関係の事故件数の占める割合が高いこと、飲酒運転による死亡事故が後を絶たないことが挙げられます。交通安全対策における究極の目標は、「交通事故のない社会」の実現でございます。その達成に向けた中期的な目標として、前期計画では年間の24時間交通事故死者数を17人以下とすることを目標として掲げてまいりましたが、社会・経済活動の回復・活性化に伴う人流や交通環境の変化等もあり、達成することができなかったところでございます。このような状況を踏まえ、今期計画におきましては、事故要因別及び当事者層別の対策を一層推進することにより、交通事故死者数の減少を図り、年間の24時間死者数16人以下を目標といたします。

次に5ページをお開きください。第2節「道路交通安全についての対策」についてでございます。

本市では、交通事故件数及び死者数が増加傾向にあるものの、これまで実施してきた各種交通安全対策の推進により、一定の事故抑止効果が図られてきたものと認識しております。しかしながら、依然として交通事故は発生しており、社会・経済活動の回復に伴う人流の増加や交通環境の変化等も相まって、対策の重要性は一層高まっている状況にあります。そのため、従来の施策を継続しつつ、社会情勢等を勘案し、次の8つの交通安全対策を実施することといたします。これらの交通安全対策の実施にあたっては、次の視点を重視して推進を図ってまいります。

1の「重点すべき視点」につきましては、(1)の「二輪車の安全確保」は、二輪車乗車中の事故に対する対策が重要な課題となっております。本市では、二輪車乗車中の事故の死者数が県内の構成率を上回っているため、ヘルメット・プロテクターの着用等の広報啓発や交通安全教育を推進してまいります。

(2)の「高齢者を交通事故から守るとともに交通事故を起こさせない総合的な対策」につきましては、高齢者が関係する事故発生件数は横ばい傾向ではあるものの、すべての交通事故に占める高齢者の事故数の割合は依然として高い傾向にあることから、加齢に伴う様々な心身の変化など、多様な高齢者の実態を踏まえた交通安全対策を進めてまいります。

(3)の「歩行者の安全確保のための意識変容」につきましては、人優先の考えの下、通学路や生活道路、市街地の幹線道路などにおいて、横断歩道の設置や歩道整備を進め、安全・安心な歩行空間の確保に取り組んでまいります。また、運転者に対しては歩行者

優先の徹底を周知し、遵法意識の向上を図ってまいります。あわせて、歩行者に対しても、横断歩道の利用や安全確認の徹底、歩きスマホの防止など、自らの安全を守る行動を促す交通安全教育を推進してまいります。

(4)の「子どもの安全確保のための環境整備」につきましては、少子化の進行が深刻さを増している中、次世代を担う子どもの安全を確保する観点から、通学路をはじめ、子どもが日常的に集団で移動する経路における安全な歩行空間の整備など、交通事故防止対策に積極的に取り組んでまいります。

(5)の「自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備」につきましては、自転車に関係する交通事故件数は、交通事故全体に占める割合は依然として高く、自動車との事故では被害者となる一方で、歩行者との事故では加害者となる側面もございます。また、交通ルールに関する理解不足もあり、自転車事故の多くで法令違反が認められております。

こうした状況を踏まえ、法改正の内容も周知しつつ、官民連携のもと、交通安全教育の充実やルールの徹底、自転車の点検・整備、保険加入の促進など、自転車の適正利用を推進してまいります。あわせて、自転車通行環境や駐輪対策の整備を進めるとともに、通勤・通学時を含めた事故防止のための啓発に取り組んでまいります。

(6)の「特定小型原動機付自転車を始めとする小型モビリティの法令遵守の徹底と安全対策の推進」につきましては、特定小型原動機付自転車につきましては、事故の発生状況を踏まえ、関係事業者と連携し、基本的な交通ルールの周知徹底を図ってまいります。また、ペダル付き電動バイクにつきましては、原動機付自転車等として免許やヘルメット着用が必要であること、ナンバープレートなどの装備義務について、関係機関と連携し周知徹底に取り組んでまいります。

(7)の「生活道路における歩行者等の安全確保」につきましては、生活道路においては、自動車の速度抑制を図るための道路交通環境の整備を進めるとともに、幹線道路からの車両流入の抑制など、総合的な安全対策を推進してまいります。また、生活道路の法定速度が令和8年9月から30キロメートル毎時に引き下げられることから、関係機関と連携し、広報啓発を行ってまいります。

(8)の「外国人の交通安全対策の推進」につきましては、外国人運転者に対しましては、日本の交通ルールやマナーの理解を徹底し、交通安全意識の向上を図る必要があります。このため、母国との交通ルールの違いが分かるよう、多言語によるガイドブックやウェブサイトを活用した広報啓発を推進してまいります。

(9)の「交通の実態を踏まえたきめ細やかな対策の推進」につきましては、様々な交通情勢の変化があり得る中で、状況を的確に踏まえ、よりきめ細やかな対策を効果的に実施していくことにより、交通事故の減少を図ってまいります。

(10)の「地域が一体となった交通安全対策の推進」につきましては、行政、関係団体、市民等の協働により、地域に根ざした交通安全の課題の解決に取り組んでいくことが重要となるため、地域住民が問題として関心を高め、交通安全活動に積極的に参加するよう促してまいります。

(11)の「先端技術の活用推進」につきましては、技術発展を踏まえたシステムの導入等を推進してまいります。

2の「市民との連携・協働」につきましては、交通安全を効果的に展開するためには、市民一人ひとりの交通安全意識の高揚と市民・団体の交通安全活動を市民総ぐるみ運動として推進していく必要がございます。そのため、市民自らが安全で安心な交通社会の構築に参加できる仕組みを作るとともに、交通安全施策の策定にあたっては、市民の意向を十分反映させてまいります。

次に、「交通安全の施策」でございます。9ページを御覧ください。

1の「道路交通環境の整備」でございますが、今後も、これまでの交通安全対策に加え、「人優先」の視点に立った道路交通環境整備の強化を図っていく必要がございます。まず、「(1)生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備」においては、「歩行者と車両」が共存できる道路空間を創出するための取組を推進してまいります。

また、通学路の交通安全施設の整備を図るとともに、高齢者、障害者等を含めた全ての人が安心して参加活動できる社会を実現するため、歩道の段差等の改善等バリアフリー化による安全安心な歩行空間の整備等を推進してまいります。

次に、10ページの「(2)幹線道路における交通安全対策の推進」でございます。高規格幹線道路から生活道路に至るネットワークによって適切に機能が分担されるよう、道路の体系的整備を推進するとともに、他の交通機関との連携強化を図る道路整備を推進してまいります。

次に、11ページの「(3)交通安全施設等整備事業の推進」でございます。公安委員会及び道路管理者が連携し、事故実態の調査・分析を行い、計画的かつ重点的に交通安全施設の整備を推進することにより、交通環境を改善し、交通事故の防止と交通の円滑化を図ってまいります。

次に、12ページの「(4)高齢者等の移動手段の確保・充実」でございます。この項目は、高齢化の進展や市民ニーズの多様化などを踏まえ、地域特性に応じた多様な主体との連携により、地域公共交通環境の向上を目指してまいります。次に、「(5)自転車利用環境の総合的整備」でございます。安全で快適な自転車利用環境を創出するため、令和8年3月に改定した「川崎市自転車通行環境整備実施計画」に基づき、「通行環境整備」「駐輪対策」「自転車の活用」「ルール・マナーの啓発」の4つの基本政策をもとに、自転車施策の総合的な取組を推進してまいります。

続きまして「(6)交通需要マネジメントの推進」でございます。公共車両優先システムの整備、乗り継ぎ改善等によるシームレスな公共交通の実現により、利用者の利便性を図りてまいります。

次に、「(7)災害に備えた道路交通環境の整備」でございます。災害が発生した場合においても、道路交通の確保を図るため、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震対策などを推進してまいります。

続きまして、「(8)総合的な駐車対策の推進」でございます。道路交通の状況や地域の特性に応じた総合的な駐車対策を推進してまいります。川崎駅東口周辺におきましては、まちづくりと連携した総合的かつ計画的な駐車対策を推進してまいります。

次に、13 ページの「(9) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備」でございます。道路占用許可の適正な運用を行うとともに、占用物件等の維持管理の適正化を指導します。また、子どもの交通事故防止のため、身近な公園や学校施設の開放など、子どもの遊び場を確保してまいります。

次に、14 ページの「2 交通安全思想の普及徹底」でございます。(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進につきましては、交通事故のない社会を実現するためには、一人ひとりが交通安全の意識を強く持つことが必要であり、そのために、幼児から高齢者に至るまで、段階的かつ体系的な交通安全教育の推進を図ってまいります。

自転車を利用することが多い小学生、中学生及び高校生に対しては、自転車の安全利用に関する教育を強化してまいります。特に、中学生以上の年齢層に対しては、交通事故を視覚的に体験することにより、交通安全意識の高揚を図るため、スタントマンによる事故実演方式の交通安全教室「スケアードストレート」の実施を推進します。

さらに、神奈川県警察公式アプリ「かながわポリス」に搭載した自転車等の交通ルール学習機能「スマートチリリンスクール」を有効活用して交通安全意識の醸成を図ってまいります。また、高齢化が進展する中で、すべての交通事故に占める高齢者の事故数の割合が依然として高い傾向にあります。17 ページにもありますとおり、高齢者の行動特性に配慮した交通安全教育を推進し、高齢者の交通安全意識の向上を図ってまいります。

次に、18 ページの「(2) 効果的な交通安全教育の推進」でございます。

交通安全教育を行うにあたっては、受講者が安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得し、かつ必要性を理解できるようにするため、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に活用してまいります。

続きまして、19 ページの「(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進」でございますが、交通安全対策協議会を中心に、市や関係機関・団体等が相互に連携して、地域の交通安全運動を市民総ぐるみ運動として推進してまいります。

20 ページの「エ 自転車の安全利用の推進」につきましては、夕暮れ時から夜間にかけての自転車事故防止のため、灯火の点灯徹底や反射材の活用により、被視認性の向上を図ってまいります。また、自転車事故では頭部損傷の割合が高いことから、ヘルメット着用の重要性について理解促進を図り、関係機関と連携しながら、幼児から高齢者まで全ての利用者に対し着用の促進に取り組んでまいります。

21 ページをお開きください。第12次計画では、「カ 新しい小型モビリティの安全対策」を追記し、特定小型原動機付自転車につきましては、幅広い世代に対し交通ルールの周知と交通安全意識の醸成を図るとともに、動画やSNS等を活用した効果的な広報啓発を推進してまいります。また、ヘルメット着用による被害軽減効果の周知を進め、着用の促進に取り組んでまいります。さらに、ペダル付き電動バイクについて

ては、原動機付自転車等として免許やナンバープレート、ヘルメット着用が必要であることについて、関係機関と連携し周知を図ってまいります。

次に、22 ページにまいりまして、「(4)交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進」でございますが、交通安全団体等の主体的な活動を促進するため、主体的な活動を支援するとともに、幅広い年代の参画に努めてまいります。

「(5)地域における交通安全活動への参加・協働の推進」でございますが、地域住民だけでなく、地域を訪れ、関りを有する通勤・通学者等も含め、意識改革を促すことが重要であることから、地域の実情に即した身近な活動を推進し、市民等の参加・協働を進めてまいります。

次に、23 ページの「3 安全運転の確保」でございます。

「(1) 運転者教育等の充実」につきましては、安全運転に必要な知識を身に付けたうえで安全運転を実施できるよう、それぞれに適した啓発や交通安全教育を行ってまいります。「(2) 交通労働災害の防止等」につきましては、事業場における交通労働災害防止に対する意識の高揚の促進や運転者の適正な労働条件の確保を図ってまいります。

続きまして、「(3)危険物等輸送に関する情報提供の充実等」でございます。危険物輸送時の事故による災害を未然に防止するとともに、災害発生時の被害軽減のため情報提供の充実等を図ってまいります。

続きまして、「(4)エコドライブ等の推進」でございます。環境問題への関心が高まる中、アイドリングストップや急発進・急加速を控えるエコドライブは、環境負荷の低減だけでなく安全運転にもつながることから、その普及を図ってまいります。特に、自動車運送事業者に対しては、低公害車の導入やエコドライブの実践、点検整備の推進により、環境保全と経営向上の両立を促進してまいります。また、あらゆる機会を通じてエコドライブの実践を呼びかけてまいります。

次に、24 ページの「4 暴走族対策の推進」でございます。関係機関・団体等と連携し、交通安全市民運動の一環として、暴走族追放気運の高揚を図ってまいります。

次に、「5 救助・救急活動の充実」でございます。交通事故による負傷者の救命を図り、被害を最小限にとどめるため、救急医療機関、消防機関等の関係機関相互の緊密な連携・協力関係を確保し、救助・救急体制及び救急医療体制の整備を図ってまいります。また、救急医療施設への迅速かつ円滑な収容を確保するため、救急医療機関、消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係の確保を推進するとともに、救急医療機関内の受入れ連絡体制の明確化等を図ってまいります。

次に、「6 交通事故被害者等に対する支援」でございます。27 ページにありますとおり、交通事故相談体制の充実を図り、損害賠償等の相談に応じ、適切な指導・助言を行ってまいります。また、交通遺児家庭に対する支援を実施するなど、交通事故被害者等支援のための施策を推進してまいります。

次に、「7 研究開発及び調査研究の充実」でございます。交通事故の原因は、近年多

様化、複雑化してきており、道路交通の安全に関する研究開発の推進を図るとともに、道路交通事故要因の総合的な調査研究の推進を図ってまいります。

最後に、28 ページの「第 2 章 踏切道における交通の安全」でございます。
踏切道の交通安全対策につきましては、立体交差化、構造改良等を実施すべき踏切道がなお残されている現状にあること、これらの対策が渋滞の軽減による交通の円滑化などに寄与することから、それぞれの踏切の状況等を勘案しつつ、より効果的な対策を総合的に推進してまいります。また、新たに 8 箇所の踏切を「改良すべき踏切道」として、点字ブロックの設置などバリアフリー対策の整備に向けた取組を推進してまいります。

以上、簡単ではございますが、「第 1 2 次川崎市交通安全計画（案）」についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 はい、事務局から「第 1 2 次川崎市交通安全計画（案）」について説明がありました
が、御意見、御質問がありましたら、御発言をお願いいたします。

議 長 それでは、無いようでございますので、「第 1 2 次川崎市交通安全計画（案）」につ
いて、御承認いただける場合は、拍手をお願いいたします。

拍 手

議 長 どうもありがとうございました。「第 1 2 次川崎市交通安全計画」は承認されました。
次に、議題 2 の「令和 8 年度川崎市交通安全実施計画（案）」についてでございますが、
この実施計画（案）につきましては、去る 6 月 2 6 日に開催いたしました、当会議の
幹事会において審議され、案として承認されております。

なお、質疑につきましては、のちほど一括してお受けしたいと存じます。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局の市民文化局地域安全推進課の石床と申します。
どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題の「令和 8 年度川崎市交通安全実施計画（案）について」でござい
ますが、最初に、概要を御説明させていただきたいと存じますので、お手元の A 3 の
資料 5 「実施計画（案）の概要」を御覧ください。

まず、「実施計画の位置づけ」としましては、先ほど御承認いただきました 5 年計画
の「第 1 2 次川崎市交通安全計画」に基づきまして、令和 8 年度における市内の陸上
交通の安全に関して講ずべき諸施策を定めているものでございます。

次に「交通安全計画における目標」としましては、「第12次川崎市交通安全計画」において、「年間の24時間死者数を16人以下とする」目標を掲げておりますが、この目標は、交通事故そのものの発生及び負傷者の減少と一体となって達成できるものであることを念頭におきまして、目標の達成に向けて取り組むものとしております。

続きまして、「実施計画予算の合計」についてでございます。令和8年度予算におきましては、前年度予算と比較して31億4千888万3千円の増額となっております。主な理由といたしましては、第2章の踏切道の交通安全の施策の促進といたしまして、京浜急行大師線連続立体交差事業やJR南武線連続立体交差事業の増額によるものでありまして、これに限らず、ハード面の施策につきましては、年次計画に基づいた執行に取り組んでいることから、年度により予算の増減があることを御理解いただきたいと存じます。

また、ソフト面における啓発活動等につきましては、社会情勢に応じて様々な対応を行いながら、諸施策を着実に推進できるよう工夫して取り組んでまいります。なお、予算計上されていない項目につきましては、マンパワーによる活動を行ってまいります。

続きまして、「実施計画(案)」の本編の内容につきまして、御説明させていただきます。お手元の資料6「令和8年度川崎市交通安全実施計画(案)」の1ページを御覧いただきたいと存じます。本編中の予算額の記載につきましては、節ごとに括弧書きで昨年度の予算額、また括弧無しの数字で今年度の予算額を記載しておりますので、併せて御確認ください。

それでは、はじめに、第1章「道路交通の安全」、第1節「道路交通環境の整備」の1、「生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備」でございます。主な内容といたしましては、(2)通学児童等の安全確保では、通学児童の安全確保として地域交通安全員の配置や園児の安全確保として保育所、認定こども園や地域型保育事業における保育支援者等の配置に対する支援を実施してまいります。

次に、3ページにまいりまして、2の「幹線道路における交通安全対策の推進」でございます。内容といたしましては、幹線道路、区画道路など、道路の機能毎の整備や既存道路の拡幅、交差点の改良等を進めてまいります。

次に4ページにまいりまして、3の「交通安全施設等整備事業の推進」でございます。安全で安心な歩行空間を創出するための取組を推進するとともに、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検の結果を踏まえ、必要な対策を実施してまいります。また、「事故危険箇所」について集中的に交通安全施設等を整備してまいります。

次に5ページにまいりまして、4の「自転車利用環境の総合的整備」でございます。

こちらは、令和8年3月に改定された「川崎市自転車活用推進計画」に基づき、施策を推進するものでございまして、内容といたしましては、ア 通行環境の整備、イ 駐輪対策、ウ 自転車活用の推進がございまして、安全・安心でまちの魅力向上に寄与する自転車施策の総合的な取組を推進していくものでございます。

次に7ページにまいりまして、5の「交通需要マネジメントの推進」でございまして、公共車両優先システムの活用やバス停留所に路線バスの接近表示を行う表示機の設置補助等により、公共交通の利便性の向上に努めてまいります。

次に8ページにまいりまして、6の「災害に備えた道路交通環境の整備」でございまして、緊急輸送道路上にある橋りょうの耐震化の推進や、建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになることを防止するため、耐震診断等の助成を行うことにより、道路沿道の建築物の耐震化に取り組むものです。

次に9ページにまいりまして、7の「総合的な駐車対策の推進」でございまして、四輪車、荷さばき車、自動二輪車の適正な駐車施設の整備を推進するとともに、大規模小売店舗の出店の際に駐車台数の確保について配慮を求めるなど、駐車場の整備促進を図ります。また、違法駐車防止のための広報啓発活動を交通安全市民総ぐるみ運動で展開してまいります。

次に10ページにまいりまして、8の「交通安全に寄与する道路交通環境の整備」でございまして、道路の不法占用物件等の是正指導や、交通事故等の危険から子どもを守るため、子どもの遊び場等の確保を推進してまいります。

13ページにまいりまして、第2節の「交通安全思想の普及徹底」でございまして、1の「段階的かつ体系的な交通安全教育の推進」でございまして、内容といたしまして、幼児に対する交通安全教育から小学生、中学生、高校生、成人、高齢者、障害者、15ページの外国人に対する交通安全教育の推進がございまして、小・中・高校生には交通安全教室などにより交通ルールやマナーの習得を図るとともに、特に自転車の走行マナーなど安全な乗り方を指導してまいります。また、神奈川県警察が作成したアプリに備わっている自転車等の交通ルール学習機能「スマートチリリンスクール」を各学校に周知してまいります。高齢者には、自らが加齢に伴う身体機能の変化を自覚し、交通事故防止の行動を実践できるよう高齢者ドライバーを対象とした「運転適性検査等講習会」を開催するなど、効果的な啓発を行ってまいります。外国人には、自転車等を安全に運転できるよう、日本の交通ルールやマナーについて理解を促進するため、多言語によるガイドブックやウェブサイト等を活用した広報啓発を推進してまいります。

次に16ページにまいりまして、2の「交通安全に関する普及啓発活動の推進」でございまして。

交通安全は、市民一人ひとりの心がけによって実現していくものという考え方にに基づき、各季の運動をはじめ、強化月間において交通安全対策協議会を中心として、さ

まざまな活動を市民総ぐるみ運動として進めるとともに、飲酒運転の根絶や自転車マナーアップなどについて効果的な広報を実施してまいります。

23 ページにまいりまして、第3節の「安全運転の確保」といたしまして、1の「交通労働災害の防止等」でございます。内容といたしましては、労働環境の改善を図るための啓発活動、相談業務等を実施し、交通労働災害の防止に努めてまいります。

次に24 ページにまいりまして、2の「危険物等輸送に関する情報提供の充実等」でございますが、危険物等輸送車両の事故による災害の未然防止のため、法令遵守や乗務員教育等、危険物等運送事業者への指導を強化してまいります。

次に25 ページにまいりまして、3の「エコドライブ等の推進」でございますが、エコドライブの普及啓発、九都県市との連携、市バスのアイドリングストップなどを実施いたします。また、市バスでは、運転手を省エネルギー運転（エコドライブ）等研修に派遣し、環境改善や燃費等のコスト意識について学び、省エネルギー運転を意識した運転に取り組むこととしております。

26 ページにまいりまして、第4節の「暴走族等対策の推進」でございますが、「暴走族等対策への取組」として、家庭においては暴走族の芽が育たない環境を作り、学校、職場及び地域では、暴走族に加入しない等の運動を推進してまいります。

27 ページにまいりまして、第5節の「救助・救急活動の充実」でございます。

1の「救助・救急体制の整備」でございますが、交通事故に起因する救急活動を迅速に行い、また、活動内容の複雑多様化に対応するため、救助体制の整備・拡充に努めてまいります。

次に29 ページにまいりまして、2の「救急医療体制の確保」でございます。内容といたしましては、救急告示医療機関の確保や救命救急センターの運営により、救急医療体制の充実を図っております。

次に30 ページにまいりまして、3の「救急関係機関の協力関係の確保等」でございますが、内容といたしまして、市内の救急告示医療機関に対し、傷病者の迅速な受け入れについて依頼し、相互連携体制を確立してまいります。

次に31 ページにまいりまして、第6節の「交通事故被害者等に対する支援」でございます。

1の「交通事故相談活動の充実」でございます。内容といたしましては、「交通事故相談所の運営」がございまして、高津区役所及び中原区役所において、専門の相談員及び弁護士による交通事故相談を実施しており、より専門的な相談を希望する場合は、弁護士・交通事故紛争センター等の専門機関へのあっせん等を行っております。

次に 32 ページにまいりまして、2 の「交通遺児家庭に対する支援」でございます。内容といたしましては、ひとり親家庭等の自立支援がございまして、交通事故を含む災害により親を失った児童に対して、「災害遺児等福祉手当」や「災害遺児等援護事業」などを通じて、自立への支援を行ってまいります。

次に 33 ページにまいりまして、3 の「交通事故被害者遺族に対する支援」でございますが、内容といたしましては、交通事故死亡者の遺族に対して弔慰金を贈呈し、支援を行ってまいります。

最後に 34 ページにまいりまして、第 2 章「踏切道における交通の安全」でございます。

「踏切道の交通安全の施策の促進」でございますが、内容といたしましては、「京浜急行大師線連続立体交差事業」、「JR 南武線連続立体交差事業」、「都市計画道路荻(かり)宿(やど)小田中(こだなか)線単独立体交差事業」、35 ページにまいりまして、「南武線駅アクセス向上等整備事業」を実施するものでございます。令和 7 年度には稲田堤駅の橋上駅舎化等の事業が完了したところでございまして、引き続き橋上駅舎化等に向けた検討を進めます。

なお、次ページ以降に、実施計画付属書類といたしまして、1 交通事故発生状況、2 令和 7 年度事業実績、3 交通安全対策基本法などの、本会議に関する関係法令・条例・要綱等を取りまとめておりますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

以上で、「令和 8 年度川崎市交通安全実施計画（案）」についての、説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 はい、事務局から「令和 8 年度川崎市交通安全実施計画（案）」について説明がありましたが、御意見、御質問がありましたら、御発言をお願いいたします。

議 長 それでは、無いようでございますので、「令和 8 年度川崎市交通安全実施計画（案）」について、御承認いただける場合は、拍手をお願いいたします。

拍 手

議 長 どうもありがとうございました。「令和 8 年度川崎市交通安全実施計画」は承認されました。

議 長 円滑な議事運営に御協力いただき、ありがとうございました。

では、その他、全体を通して、何か御意見などがございましたら、この機会に、どうぞ御遠慮なく御発言ください

議 長 特に無いようでございますので、これを持ちまして、本日の議事につきましては終了でございます。

議 長 議事進行につきましては、御協力を賜り誠にありがとうございました。
今後とも、交通安全対策の推進にあたり、皆様の変わらぬ御指導と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。
本日はありがとうございました。

司 会 皆様、御審議いただき、ありがとうございました。
以上を持ちまして、「令和８年度川崎市交通安全対策会議」を終了させていただきます。本日は、ありがとうございました。